

開催日:平成20年10月14日

会議名:平成20年 決算審査特別委員会

〔総務費〕

- 食育の推進について
- 自主防災組織について
- 高槻市の財政に関する事項について
- 女性相談事業について
- 生涯学習センターの学習室の減少について
- 少年少女合唱団について

橋本紀子議員

まず、総務費の中で、主要事務執行報告書の7ページ、食育の推進について、それと、総務部の危機管理に関する事項のうち、自主防災組織の育成、充実についてをまとめてお尋ねします。

ただいま、教育・子育て・食育を重要施策として位置づけられまして、食育の推進を高槻市は重点的に取り組んでおられるわけですが、その中で、市民参加でつくられました食育かるたについて、お尋ねをしたいと思います。

啓発のツールとして、本当にたくさんの大人も子どもも一緒になって応募をいただきまして、食育かるたが作成されました。そして、また市民のキャラクターでありますイラストでかわいくつくっていただきまして、普及に取り組まれているところです。

かるたは、児童生徒や市民に、食育を具体的に理解していただき、それからまた、生活スタイルとか、食行動の変容を促すための大変よい教材であると認識しています。

そこで、かるたの活用方法と販売方法、その実績についてお尋ねしたいと思います。

それから、かるたの販売ですけれども、当初は食育フェアの会場で販売されていましたが、ただいまは広報にも載せられていまして、市長公室と、それからこの1階のコーナーで販売をされていると思うんですけれども、より多くの市民の方に活用していただけるように、書店とか、あるいはJR高槻駅の構内に高槻の物産の窓口がありますが、そういう案内所でも行ってはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

次に、自主防災組織の育成、充実についてですけれども、局地的な豪雨とか、想定されている地震を含む災害に対して、地域防災力の必要性が広く認識されていると思います。そのために、自主防災組織の拡充が求められていると思いますが、お聞きしますと、組織率が35.6%、高槻市の組織率の推移と、市内の状況についてをお伺いしたいと思います。

それから、また、組織率が伸びない理由と課題等については、どのようにお考えか。それから、市の各自治会への働きかけなど、取り組みについてもお聞かせいただきたいと思えます。

以上です。

上田政策企画室参事

まず、食育かるたにつきまして、お答えさせていただきます。

この食育かるたは、幼児期から食育の大切さを、遊びながら学べるようにと、平成18年度に作成いたしております。子どもたちが活用できるよう、18年度、19年度と小学校、幼稚園、保育所、学童保育室、子育て支援施設に配布いたしまして、平成19年度には、公民館にも配布しております。

かるたができ上がりました際に、新聞、あるいはラジオで取り上げていただいたこともあり、多くの市民の方から、ぜひ販売してほしいとの要望をいただき、昨年の食育フェアから販売を開始しております。

先ほどの委員のご質問にもありましたが、現在、市庁舎内などでの販売のほかに、郵送でも販売を行っております。平成19年度は、10月以降の半年間で368セットを購入いただいております。

この食育かるたは、それぞれの句が食育の啓発につながる内容になっており、地域やご家庭においても、かるたを通じて、楽しみながら食育を理解していただけるものと思っております。

書店などの取り扱いにつきましては、現時点では実施に至っておりませんが、市民の皆さんが入手しやすくするため、一つの課題というふうに認識しております。

今後は、関係団体等と連携を図り、食育かるたも積極的に活用しながら、食育の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

佐々木危機管理課長

橋本委員の自主防災組織に関するご質問でございます。

まず、自主防災組織の推移と市内の状況についてでございますが、橋本委員仰せのとおり、本市の自主防災組織の進捗状況は、現在、74組織が結成されておまして、世帯数に対しまして、約5万4,000世帯、組織率は、市内全世帯数の35.6%となっております。

そして、ここ数年の推移につきましては、平成13年度末では、全体の組織数は合計10組織、世帯数にしまして、約2万5,000世帯、組織率にしますと17.7%ございました。

そして、平成16年度末では、合計23組織、約3万8,000世帯、組織率26.0%でございます。

平成19年度末では、合計64組織、約5万3,000世帯、組織率34.9%でございます。

次に、自主防災組織率が伸びない理由や、課題等についてですが、近年、自治会内のつながりも地域差があり、自治会に未加入の世帯、あるいは高齢者の世帯、あるいはひとり世帯の影響等が原因ではないかと存じております。

具体的な課題ですが、1点目は、自主防災組織の結成に係る役員は自治会役員と兼ね、同時に交代することが多く、継続的な活動に支障が生じるケースでございます。

2点目につきましては、災害はみずからが住む地域には発生しない、あるいは、自分の生存中は大丈夫と楽観的に考えてしまい、取り組みにつながらないケースでございます。

最後に、3点目ですが、地域の防災活動は、地域のより多くの人的一致団結して取り組むことが不可欠にもかかわらず、役員を初め、一部の限られた人の活動にとどまっていること等であり、地域全体の防災意識を向上させることが課題であると認識いたしております。

次に、自主防災組織の自治会等への取り組みにつきましては、各種防災訓練の実施を初め、防災出前講座や、各種研修機関への提供、防災リーダーの養成に向けた防災指導員制度、合わせて2年間のカリキュラムを終了した防災指導員の運用、さらには防災資機材の提供、自主防災連絡会の開催など、さまざまな角度から創意工夫し、コミュニティ推進課、消防本部等、関係部、課との連携協力体制のもと、災害への備えや地域の役割を啓発するなど、できる限りの対応に努めているところでございます。

なお、防災指導員受講修了者の推移につきましては、平成16年度で21名、17年度32名、18年度28名、19年度39名、合計120名でございます。

以上でございます。

橋本紀子議員

かるたにつきましては、要望と提言を申し上げたいと思います。

まず、高槻のあのかるたは、いわゆる高槻ブランドと言ってもいいと思っています。書店に並んでいるさまざまなキャラクターであるとか、市販のかるたと遜色がないできだと思っております、これからはちょうどお正月に向かっていく。書店にそういったものが販売で並べられると思いますが、ぜひその中の一つとして、目に触れて、手にとっていただけるような環境に置いてはいかかかと思えます。

それから、また食育ということで、食育推進計画が昨年度からまたがってつくられているわけですが、そこにも農協関係の代表の方も参加されておられますから、農風館などにも置くことも視野に入れてはどうかというところで、ご検討をしていただきたいと思います。

まだまだ368セットというのは、行き渡っているという数字には到達していないと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

それから、かかわりの中で、高槻市食育フェアが毎年行われておりますけれども、食育推進計画も、年度を限って計画が策定されて、実行に移されますが、そういうことも合わせて食育というのは、長い一人の人の生涯にわたって継続されて、その生活スタイルが変革されていくことを目指すわけですので、イベントも大事ですが、一つのきっかけとして大事だと思いますけれども、長く、地道に継続できる、そういう制度として、高槻の中に位置づいていけますように、ご支援を賜りたいと思ひまして、この点は終わらせていただきます。

それから、自主防災組織なんですけれども、私もいろいろ地域の方々に出前講座をお願いして、お話をしているのですが、なかなか組織化というと、ハードルが高いように思います。

毎年、決算でも質問が出ていますし、昨年も、うちの会派の方からも、コミュニティと社会福祉協議会、あるいは自治会との関係等々、意見も出させていただきましたけれども、言うまでもなく、担当課の方々も非常に努力をされていると思っています。何と云っても、自主防災というのは、自助・共助の精神にのっとった組織なので、住民の自発性を待たなければならぬというところが、なかなか難しいのだらうと思います。

組織率が伸びない理由として、先ほど挙げていただきました自治会に未加入、あるいは高齢化、または独居の状況というのは、そのまま災害時に自助・共助が働きにくい状況ということで、いわば表裏一体の課題であると思います。

120名の防災指導員が年々ふえているわけですが、さらに啓発をして、ふやしていただけて、そういう方々も核になりながら、組織化については、働きかけていただきたいと思いますが、一方、災害弱者となる高齢者の方々というのは、特に日ごろから隣近所とのかかわりを持っていただけて、生活の様子を共有化することは望ましいのですが、昨今、プライバシーの問題もあって、小地域ネットワークの見守り事業の申請も、地域間格差があるように、私も思っております。

災害については、あるかないかわからないわけですから、多くの方は、日常的な関心がないのかもしれませんが、過日の集中豪雨とか、あるいは他市他県の状況などを見てましても、災害に関心を持っていただくということが大事だと思います。

組織で研修などをされても、なかなかそこにかかわれない、あるいはかかわらない方がたくさんおられるわけですので、組織化されてない6割の方々を、組織化されるまでの間は、十分に視野に入れていただいて、個人に対する啓発とか、あるいは日常の身の回りの安全点検とか、防災知識の普及とか、そういった個人単位のことについても、今、一層にお取り組みをしていただきたいなということをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

次に、総務費総務管理費の財政管理費の財政に関する事項について、お伺いしたいと思います。

主要事務執行報告書の34ページと、もう1つは、過日、配布されました広報10月1

0日号ですけれども、ご存じと思いますが、大きく決算について取り上げられていますので、これを見ながら質問させていただきたいと思います。

夕張市の財政破綻の問題とか、大阪府の財政非常事態宣言などで、これまで余り財政問題に関心のなかった人々も、我が市の財政状況はどうかと。市の財政状況に改めて関心を持たれているのではないかと思います。

財政の問題は、一口で説明できるほど簡単ではありませんけれども、私の、主婦の目線でご説明いただければありがたいと思います。

まず、広報の記事によりますと、歳入は個人市民税が税源移譲や税制改正により増加。その補てんとして、昨年度まで交付されていた地方譲与税、地方特例交付金は減少。そのために、個人市民税の増額分が相殺されたとあります。

市の歳入としては、相殺されたんですが、個人市民税の増収での市民負担はどうだったのか、お尋ねします。

また、地方交付税が大きく減額となったとありますが、その理由について、主要事務執行報告書や監査委員の決算等審査意見書にもよりますと、前年度に大口の法人倒産により、約20億円もの不納欠損処分が行われたことによる影響、並びに三位一体改革の本格実施での税源移譲、税制改正による増収などで、普通交付税が大幅減になったことによる影響とのことですが、地方交付税での影響は、平成19年度だけなのでしょうか。それとも、今後何らかの影響があるのでしょうか。

次に、広報では、表2に主な財政指数が掲載され、財政の弾力性を示す経常収支比率は、府内33市中4番目に良好な数値ということです。

また、表3の財政健全化判断比率等の状況は、今年度から一部施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、公表が義務づけられた指標が公表されています。これらの比率が1つでも基準値を超えると、早期健全化計画を策定しなければならないということになっています。

これによりますと、早期健全化基準は標準財政規模によって決まり、11.25%が基準になりますが、本市の実質赤字比率は各会計に実質赤字がないため(-)、連結実質赤字比率も老人保健特別会計以外が黒字のため(-)、実質公債比率が3か年平均で2.3%と、唯一数字としてあらわされていて、府内で3番目に良好となっています。将来負担比率も(-)。

そこで、財政健全化法の基準すべてクリアと掲載されていますが、この指標を市民がどのように理解し、判断をされているのか、ご説明ください。

以上です。

正楽市民税課長

橋本委員の個人市民税の増収での市民負担はどうだったのかのお尋ねにお答えさせていただきます。

数値につきましては、調定値になりますが、よろしく願いいたします。

平成19年度決算での個人市民税の増収となる主な税制改正は、委員ご指摘のとおり、税源移譲の本格実施や定率減税の廃止、65歳以上の非課税措置の廃止に係る減額経過措置の縮減などがありました。

税源移譲では、約26億2,000万円の増となりましたが、これは基本的に所得税との振りかえでございまして、市民負担といたしましては、定率減税の廃止及び65歳以上の非課税措置の廃止に係る減額経過措置の縮減で、約11億2,600万円と試算いたしてございます。

以上、よろしく申し上げます。

森田財政課長

橋本委員の地方交付税と財政指標に関するお尋ねについて、お答えいたします。

初めに、地方交付税に関してでございますが、平成19年度地方交付税における企業グループの倒産によるような大きな影響は、今後はないものと思っております。今回のような要因につきましては、予測不可能なことでございますので、よろしくお尋ねいたします。

しかしながら、地方交付税の総額は、国が策定する地方財政計画の中で決定されるものでございまして、平成19年度の地方交付税改革は、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006、いわゆる骨太の方針2006の中の歳出歳入一体改革の中で掲げられ、2007、2008と方向性が引き継がれており、先般、次年度の地方交付税、地方特例交付金等の概算要求案の概要が示され、出口ベースでは3.9%の減でございました。

次に、財政健全化法に基づく4指標についてでございますが、委員ご指摘のとおり、本市の財政健全化を示す指標につきましては、実質公債比率のみ数値を表示いたしております。その他の指標は(-)表示となっております。

委員お伺いの、市民がどのように理解し、判断をするのかとのことでございますが、現行の再建制度には、わかりやすい財政情報の開示等が不十分、再建団体の基準がなく、早期是正機能がないなどの課題が指摘されていたものでございます。

それらの指摘を受け、指標に基づいて財政悪化の早い段階から、自主的な財政健全化を義務づける早期是正スキームの整備などが図られておるものでございます。財政状況が数値化され、また基準が設けられたことにより、市民の皆様には現行の再建制度より、地方公共団体の財政状況の把握、判断ができるようになった制度と思っておりますので、よろしくお尋ねいたします。

以上でございます。

橋本紀子議員

平成19年6月から住民税が上がり、所得税定率減税の廃止や、65歳以上の非課税措

置の廃止による減額経過措置の縮減での影響ということですが。

税源移譲の主な対象となったのが、所得税と住民税でした。これまでは、どちらも累進課税で、高所得だと税率が高く、低所得だと低かったわけですが、三位一体改革によって、住民税は一律税率になりました。これで平均的な、一般のサラリーマンなどが一気に住民税が上がってしまったのですが、その分だけ所得税は減っているのですが、同時に国が定率減税を廃止してしまったため、19年度では増税になってしまったわけです。

これについて、市民の受けとめや、窓口での混雑がどんな状況だったのか。また、その対応についてお伺いします。

それから、地方交付税については、期待できない状況、状態とのことですがけれども、本市の状況からは、交付税が減額されると、大変困るのではないかと思います。法人の倒産の影響もですし、そもそも地方交付税の抑制で財政が厳しくなった自治体は多くあると思います。

これらに対し、国等への対応はどのようになされましたか、お伺いします。

それから、また、広報に戻りますけれども、大変目立つ見出しで、実質収支5億2,500万円の黒字とありますが、これについてご説明ください。

以上です。

正楽市民税課長

窓口での混雑はどんな状況だったのかとのことですが、所得税から住民税への税源移譲により、個人住民税の負担がふえることとなるため、納税者へ十分な説明と広報することが求められておりました。

平成18年度から、総務省及び全国地方税務協議会の作成したリーフレットの配布や、高槻市としても、市民税課でリーフレットを作成し、また高槻ケーブルネットワークテレビで広報、市内8か所での税制改正の説明会を行いました。

平成19年5月には、初めて市税広報を作成し、全戸配布するなど、理解を得るための広報に努めてまいりました。

しかし、6月の納税通知書を送付した後の窓口は、電話での問い合わせや来庁される方で大変な混雑となりました。これは、想定されることでしたので、納税通知書送付の1週間、生涯学習センター展示ホールに臨時会場を設け、相談や申告受け付けの対応をしてまいりました。1日の受け付けで、多い日は400名を超える状況もありましたが、制度を説明する中で、多くの方にご理解を得たと思っております。

以上、どうぞよろしくお願ひします。

森田財政課長

地方交付税にかかわる国への対応についてのお尋ねでございますが、国への対応と申し

ますか、要望につきましては、毎年行ってはおりますが、本年8月にも、大阪府市長会を通じ、都市財政の充実強化についての要望事項の中で、地方交付税の改善について、要望を行うとともに、地方六団体におかれましても、国への要望、意見につきましては、精力的に働きかけられておられますので、よろしく願いいたします。

次に、実質収支の黒字の件でございますが、黒字になった財源の取り扱いについては、地方財政法のルールに基づき、ご説明させていただきます。

地方財政法第7条に、剰余金の取り扱いが示されてございます。一般に歳入歳出予算は、歳入と歳出が均衡であるのが原則でございます。財政の運営が全く予算どおり実行されれば、決算上の剰余金、黒字ではございますが、これらの問題は生じないことになります。

しかし、實際上、多かれ少なかれ、決算上の歳入と歳出は一致しないのが普通でございます。通常、通常の財政運営を行っている限り、何がしかの剰余金が生じるのが通例でございます。

本市におきましても、地方財政法のルール及び本市財政調整基金条例に基づき、翌年度において剰余金の2分の1を基金に積み立て、残余は事業に充当しているものでございますので、よろしく願いいたします。

橋本紀子議員

いろいろお聞かせいただきまして、個人住民税での負担増については、さまざまな形で広報や説明をされたということです。職員の皆様も、大変ご苦労されたことと思います。その結果、多くの方にご理解をいただいたということで、市民の皆様にとっては、通知が来て初めて自分の問題になることが多かったとは思いますが、今後もわかりやすい言葉で、広くご理解をいただけるようにお取り組みいただきますようお願いをしたいと思います。

また、地方交付税につきましては、行政サイドからの要望、意見を上げていただいているということです。三位一体改革では、国庫補助負担金の引き下げや、地方交付税の大幅な削減が行われましたために、地方は深刻な財政危機に直面し、地方間格差が拡大したと言われています。

国は、地方交付税の金額は、総務省の地方財政計画の中で、地方のむだもシビアに見直した結果、交付税のスリム化が実現したと言っていますけれども、その抑制がきつく、国の赤字を地方に押しつけただけとの批判もあります。

今後とも、国に対しては、地方財政の安定的な運営のために、地方財政制度の抜本的改革を行うよう求めていただきたいと思います。

また、黒字の見出しの件につきましては、5億円というのは、主婦感覚では大きなお金だと思いますが、一般会計歳入に対しては、計算してみますと、0.557%の黒字ということになります。主婦感覚でいいますと、例えばですが、平均400万円の年収の家計でありますと、2万2,280円の剰余金があったということになります。家計と財政は

一緒にはなりませんけれども、その半分を基金に積み立てて、残りを必要な事業に充てるということで理解ができましたし、指標についての理解もできました。

最後に、今後とも堅実な財政運営をされるように要望して、終わりたいと思います。ありがとうございます。

次に、男女共同参画に関する事項の女性相談事業の実施についてお伺いしたいと思います。

平成19年の1年間に、全国の警察が受けたドメスティックバイオレンス、配偶者間暴力、DVの相談や被害届けは、前年比15.1%増の2万992件で、年間統計を取りまとめた平成14年以降で初めて2万件を超え、過去最多だったということが、警察庁の報告で示されました。摘発件数も3.7%増ということで、過去最悪となっています。

DV被害者の98.6%の2万704人が女性で、年齢別では30代が37.3%で、最も多いというふうに統計が示されています。

そこで、女性相談の事業ですが、一般相談や法律相談も増加しているとは思いますが、DVの相談をされた内容については、具体的にどのような連携をとっているのか、その相談の方にどのような支援が行われているのか、シミュレーションでお示しをさせていただきたいというふうに思います。

田畑男女共同参画課長

橋本委員のご質問にお答えいたします。

DV相談につきましては、主な相談窓口であります男女共同参画センターで行っております、女性相談の一般相談のほか、市の各窓口対応の中でDV事案が発見されましたら、必要に応じて男女共同参画課へ連絡し、DV相談として対応できるよう、連携体制をとっております。

男女共同参画課は、JR高槻駅前の総合市民交流センターにございますが、市の庁舎に相談者が見えた場合には、市民相談センターと連携し、男女共同参画課職員が出向いて対応いたしております。

DVの対応につきまして、関係機関との連携につきましては、16の機関、課からなる高槻市DV対応連絡協議会を設置しております、情報の共有化を図っております。

個別の事案につきましては、警察や配偶者暴力相談支援センターである吹田子ども家庭センターや、住民基本台帳における支援措置の窓口であります市民課、母子家庭支援の子ども育成課など、協議会の構成機関を中心に、相互に連携しながら被害者の支援に当たっております。

以上でございます。

橋本紀子議員

相談件数が増加しているということは、そういう状況の背景も増加しているということ

も言えますし、また、相談しやすい環境が整ったからということも言えると思います。

シミュレーションを、今、言葉で言っていたいただきましたけれども、一度、図示をしていただいたものも見せていただきまして、非常に、16の連携機関がどこからアクセスをしても、きっちりと支援のネットワークを張りながら、支えていただいているということが、この図でもよくわかりまして、その中心的な機関として、調整役を果たしているというのが、男女共同参画課の女性相談であるということがよくわかりました。

また、緊急な状況で市庁舎へ来られたら、その相談者を男女共同参画課へ返すのではなく、参画課の職員が市庁舎へ出向いて、そのことについては庁内でも周知をして、そういう事例があった場合は相談員が行くまで置いておいてくださいというようなことも、速やかに連携がとれているということもお聞きしました。

DVの問題は、夫婦間や、あるいは恋人同士とか、そういうところで、暴力があるだけではなくて、そのことから派生して、非常に大変な事件なども多発しています。ばらばら事件もありましたし、そういう最終的な犯罪にまで至ってしまうということが、幾つも報道されています。

また、一方で、改正児童虐待防止法にもありましたけれども、間接的暴力ということで、子どもに与える影響というのも大変深刻な状況だというふうに思います。そういう意味では、高槻市では、そういった深刻な状況、重篤な状況が起こっていないというのは、日ごろから、このような連携、ネットワークの中で、水際できっちりと抑えていただいているという、そういう職員の皆さん方のご苦勞のおかげだろうというふうにも思っています。

男女共同参画課の皆さんも、あるいは心理関係の専門家の皆さんも、研修を受けて、さまざまな悩みに対して対応していただいているということですから、相談者がどこへ行って相談しても、どこかに必ず引き継がれていくという体制、それが相談のハードルが低くなることにつながるというふうに思いますので、今後ともネットワークを強固にとっていただきまして、支援をしていただきたいなということをお願いして、この件は終わります。

あと3つをまとめさせていただきますと、1つは、市民協働部の文化振興・生涯学習に関する事項の施設の管理運営についてですが、現代劇場とか、市民交流センターの集会室とか、学習諸室の利用はふえています。生涯学習センターの学習室が減っています。

それから、また、交流センターのイベントホールも、前年度比114件の減というふうになっていまして、この減っている背景について、どのように思うかということ、まずお伺いしたいと思います。

それから、もう1つは、少年少女合唱団について、お伺いしたいと思います。

業務精査において、補助金の見直しなどが指摘されて、当該会員の保護者などだと思いますけれども、昨年、私ども議員のほうにもお手紙をいただきまして、継続の要望も出ているようです。

この高槻の少年少女合唱団の設置の経過と、大阪府内の他市では、合唱団などについて、どんな状況になっているのかお尋ねしたいと思います。

よろしく申し上げます。

乾生涯学習室参事

生涯学習センターの学習室の減少について、お答えいたします。

原因として、2点考えております。

1つには、交流センターと現代劇場に利用者の方が移られたのではないかと推測しております。

両館とも、平成18年度に改修をし、市民の方々に利用しやすい小部屋がふえたことに加えて、交流センターは駅前にある便利さ、現代劇場は部屋数の多さ等により、両館諸室の利用が増加し、当センターが減少したのではないかと考えております。

2つには、当センターは、平成17年度までは、絵画、英会話、音楽関係などのカルチャー講座を主に事業を行ってまいりました。それらの講座の受講生が、講座終了後、引き続いて当センター諸室で自主サークル活動をされておりましたが、他の施設利用や一部の自主活動サークルが減少傾向にあり、ご利用も少なくなったものと思われま

す。以上、よろしくお願

山本文化振興課長

交流センターのイベントホールについてのお答えをさせていただきます。

橋本委員仰せのように、定員150人のイベントホールの利用は、平成18年度と比較し、114件減少しております。これは、交流センターにおきまして、平成18年10月に定員130人の会議室をオープンさせたことから、利用される方の選択肢がふえ、結果として、新たな会議室を含めた学習諸室の利用は、749件の増となっております。

今後は、イベントホールの利用がふえるようにPRに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願

次に、少年少女合唱団の設置の経過についてでございます。これは、昭和56年に高槻ジュニアコー

ルとして発足いたしました。その後、市民劇場演奏会への出演のため、毎年、団員を募集され、海外の少年少女合唱団との合同演奏会に出演してこられました。当初は、演奏会の終了後は、一たん、解散をしておりましたが、団員の音楽レベルの向上や、団員同士の意思疎通を図るには、年間を通して練習し、継続する必要があることから、平成2年3月に、市が主催する合唱団として、教育委員会の所管のもとに継続設置され、現在は文化振興課の所管となっております。

市内の少年少女が、音楽を通して心の豊かさをはぐくみ、本市の音楽文化の向上を図ることはもとより、姉妹都市交流や国際的な交流など、今では市の内外を問わず、広く活動をしております。

次に、大阪府内の状況についてでございます。

平成19年度の調査結果でございますが、少年少女合唱団が存在する28市中、本市を含めた8市が公設で少年少女合唱団を設置しております。

また、民設の団体に対しても、8市が補助をしている状況でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

橋本紀子議員

各学習室の使用の状況についてですが、ここにリーフレットがありますが、これを見てみますと、大体、同じような平米で、同じような人数の会議室同士を比べてみますと、生涯学習センターの会議室の料金が、ほかと比べて高いように思います。

私の知人でも、いろいろサークル活動をしていますが、交流センターというのは、早く行って、先着順でとるので、なかなかとれないんですけれども、ニーズはあると思うんですが、その次に行くのは、現代劇場の方に車で行かれたりしているわけなんですけれども。

この同じような広さで、同じような市の施設であるということで、使用料に整合性があるかどうかということをおもうのですが、これについては、検討課題ではないかと思いますが、それについて、2問目、お聞きしたいと思います。

それから、少年少女合唱団につきましては、ことしで27年目を迎えられたということで、小学校1年生から高校3年生までの団員が、毎週練習に励んでおられるということで、また、市内の各種行事への出演とか、それからこれまでに10か国を超える合唱団が高槻に来られたときに、一緒に演奏会の活動に参加するとかということで、いわゆる高槻の文化の顔と言っても過言ではないと思います。

財政上の問題で、業務精査の対象になっているということですが、やはり市が少年少女合唱団を持っているということは、市民の誇りとも、私には思えます。さまざまな支援の方法があるかと思いますが、どうか継続についてもご検討を強くお願いしたいと思います。

整合性の問題について、お答えいただきます。

乾生涯学習室参事

お答えします。

学習諸室の使用料につきましては、建設費用、施設備品、室面積、室定員等々のファクターをもとに算出いたしまして、現在の使用料金体制になっております。

他の類似施設につきましても、立地条件等の違いはありますが、同様の考え方によりまして、使用料を算出しております。

したがって、使用料算出の基礎である費用等々の違いによる料金の差となっておりますので、よろしくお願いいたします。

橋本紀子議員

立地とか、建設費用にかかったということですがけれども、一定の年数が経過したら、それはなかなか市民には説明がつきにくいかなというふうにも思います。

そのために、1つの理由として、そういうことのために359件もの利用が減るとなれば、それをいかに稼働させるかということも考えていく中で、料金の問題も出てくるのではないかと思いますので、今後とも一層の検討をしていただきたいということをお願いしまして、終わらせていただきます。